

産業廃棄物処理施設設置許可証

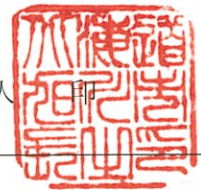
令和 2 年 4 月 28 日

住 所 北海道旭川市住吉 4 条 2 丁目 8 番 1 3 号

氏 名 旭星クリーン株式会社
 代表取締役 茂田 貴範
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 15 条 第 1 項 の規定により、設 置の許可を受けた
 産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西 川 将 人



許可の年月日	令和 2 年 4 月 28 日	許可番号	旭環指指令第 020015 号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 号の 2 (木くずの破碎施設)		
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず		
設置場所	北海道旭川市東鷹栖東 2 条 3 丁目 137 番 260、266		
処理能力	廃プラスチック類 24 t/日 (8 時間)、3.0 t/時間 木くず 25.2 t/日 (8 時間)、3.15 t/時間		
許可の条件	*****		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有——無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		